

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第32号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部を改正する条例
(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	支給単位	報酬の額		区分	支給単位	報酬の額	
<省略>				<省略>			
(19) 児童発達支援センター	<省略>	<省略>	<省略>	(19) 福祉型児童発達支援センター	<省略>	<省略>	<省略>
一 嘱託医	<省略>	<省略>	<省略>	一 嘱託医	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>				<省略>			
備考 <省略>				備考 <省略>			

(瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市児童発達支援センターに関する条例(平成29年瀬戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 児童発達支援センターは、<u>法第43条</u>に規定する<u>児童発達支援センター</u>としての機能を持つ。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 児童発達支援センターは、障害児等の健全育成及び福祉の増進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 保育所等訪問支援事業（<u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援をいう。）</p> <p>(3) 障害児相談支援事業（<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援をいう。）</p> <p>(4)から(9)まで <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 児童発達支援センターは、<u>法第43条第1号</u>に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>としての機能を持つ。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 児童発達支援センターは、障害児等の健全育成及び福祉の増進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 保育所等訪問支援事業（<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援をいう。）</p> <p>(3) 障害児相談支援事業（<u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援をいう。）</p> <p>(4)から(9)まで <省略></p> <p>2 <省略></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。